

令和5年度
定期監査結果報告書
第1回

上田市監査委員

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により令和5年度第1回の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

なお、同条第14項の規定により、本監査結果に基づき、又は本監査結果を参考として措置を講じたときは、その内容を通知してください。

令和5年11月24日

上田市監査委員 東方 久男

同 池上 喜美子

目 次

第1 監査の概要	4
1 監査の目的	4
2 対象年度	4
3 対象機関及び実施期間	4
4 実施状況	4
第2 監査結果	5
1 監査結果	5
2 指摘事項	6
3 指導事項	8
4 検討事項	14
第3 意見	15
1 評価事項	15
(別表)監査実施機関一覧	16

令和 5 年度 定期監査の結果報告（第 1 回）

第 1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定並びに上田市監査委員監査基準に基づき、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則^{のつ}って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

令和 4 年度の執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

上田市の全部局について、令和 5 年 4 月から令和 6 年 2 月までの実施計画期間中、令和 5 年 4 月 18 日から令和 5 年 10 月 19 日までの間を第 1 回として実施しました。協議中も含めて実施済み機関の一覧は、別表（P16）のとおりです。

4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計の実施機関のうち、第 1 回として 44 機関（特会等除く）については
実地監査を、9 機関については書面監査をそれぞれ実施しました。

(2) 監査の方法

上田市監査基準に従い、次の方法により、また、関連のある各種検査等の結果も参考に実施しました。

ア 実地監査

事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員から説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

イ 書面監査

事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

第2 監査結果

1 監査結果

(1) 総括

一般会計・特別会計において、指摘事項が2件、指導事項が14件、検討事項が1件ありました。

指摘事項については、監査実施機関に対し、文章により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文章により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文章により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

また、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

(件数)

実施年度	指摘事項	指導事項	検討事項	合計
令和5年度 (第1回)	2	14	1	17

【監査結果の区分】

指摘事項 : 明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項 : 指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項 : 制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

2 指摘事項

No.	指 摘 事 項	機関名
1	<p data-bbox="304 342 831 376">財務書類作成の早期化と精緻化について</p> <p data-bbox="304 450 1259 607">令和5年5月22日に令和3年度の財務書類（一般会計等、上田市全体、連結）がHPに公表されました。利害関係者が上田市の財政状態等について理解するにあたり、公表時期が遅く、利活用に限界あると言わざるを得ません。</p> <p data-bbox="304 618 1259 808">公表時期について遅れる要因は、担当職員が予算・決算編成等主要事業と兼務であることや専門知識の習得に時間を要すること等によることは理解できますが、歳入歳出決算書の公表時期と同時公表が期待されており、公会計システムの早期導入により同時仕訳が可能となるよう検討を求めます。</p> <p data-bbox="304 819 1259 931">また、公表された令和3年度の財務書類について精緻化の視点から以下の改善を要する事項等がありますので、令和4年度以降の財務書類作成にあたり、留意してください。</p> <p data-bbox="296 994 874 1028">(1) 注記の充実と内部統制の再構築について</p> <p data-bbox="304 1039 1259 1218">一般会計等の「過年度修正等に関する事項」に具体的な資産名や金額の記載がありません。期首に標準システムからPPPに移行したことに伴い、固定資産88億41百万円及び流動資産20百万円増加した結果、合計額88億62百万円だけ純資産が増加したと伺いました。</p> <p data-bbox="336 1229 1187 1263">明瞭性の原則によれば、具体的な資産名や金額の記載が重要です。</p> <p data-bbox="304 1274 1259 1364">また、物品の減価償却累計額が大幅に減少（27億5千万円）しており、固定資産台帳の検証が必要です。</p> <p data-bbox="336 1375 1219 1408">財務報告の信頼性に応えるためには、内部統制の再構築が必要です。</p> <p data-bbox="296 1471 703 1505">(2) 附属明細書の作成について</p> <p data-bbox="304 1516 1259 1695">財務書類作成要領によれば、一般会計等に関して「有形固定資産の行政目的別明細」を作成しなければなりません。公表されておりませんが、固定資産台帳に行政目的区分が無いことやむを得ませんが、改善を求めます。</p> <p data-bbox="304 1706 1259 1841">また、連結財務書類作成の手引きによれば「有形固定資産の明細」の作成を求めています。公表されておりませんが、公表が可能となるよう期待します。</p>	財政課

No.	指 摘 事 項	機 関 名
2	<p data-bbox="308 259 772 293">固定資産台帳の正確な作成について</p> <p data-bbox="308 367 1257 479">公表されている固定資産台帳の内容を検討したところ、物品の一部について減価償却が行われておらず、取得時の価額がそのまま期末簿価となっているものが多数ありました。</p> <p data-bbox="308 492 1257 604">令和4年度の財務書類作成にあたり、過年度償却費（臨時損失その他）と減価償却費（業務費用）とに区分して行政コスト計算書に計上するとともに、注記の記載も検討してください。</p> <p data-bbox="308 618 1257 770">また、リース期間終了後、取得した大型生ごみ処理機について、リース開始時の価額を取得価額として重要物品とされ、10年の耐用年数で償却していました。リース期間終了後取得した物品の固定資産計上基準を検討する（物品とする等）必要があります。</p> <p data-bbox="308 784 1257 913">更に、ソフトウェア（無形固定資産）について一般会計等は無しとしておりますが、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」70項に準拠して有形固定資産と区分しているかについて検討してください。</p>	財政課

3 指導事項

No.	指 導 事 項	機 関 名
1	<p>長野大学の運営に係る積極的な支援について</p> <p>公立大学法人長野大学の公開情報によると、「公立大学法人長野大学は労使協定未締結として上田労働基準監督署から是正勧告を受けて令和4年8月に労使協定を締結されたこと。また、10月に教授のセクハラ行為に対して懲戒処分を行ったこと。」このことを確認しました。</p> <p>このような事案を鑑みると、第2期中期目標（令和5年度から10年度）の達成には、すべての大学関係者を対象に、内部統制の再構築をすることが必要です。</p> <p>法令を遵守すること、大学運営に精通したプロパー職員を育成すること、高度な研究を育む使命感・倫理観を醸成すること等です。</p> <p>設立者である上田市においては公立大学として着実な取組が行えるように改めまして第2期中期目標の達成に向け、連携を緊密にし、積極的に支援してください。</p>	学園都市推進室
2	<p>備品の未登録について</p> <p>定期監査に際し、ホームページ管理運営事業費の増加要因（前年比1,231千円増加）について質問し、メール配信機器の入れ替えに伴う備品登録の必要性について調査依頼しました。</p> <p>広報課にて業務委託契約書及びメール配信システム保守管理業務委託仕様書等の詳細を調査したところ、「メール配信機器55万円（設置場所情報システム課）について備品が未登録であった」と報告されました。</p> <p>結果を受けて、速やかに、備品受入払出申請書を起案して財産活用課の決裁を受け、備品表示標（備品シール）を入手して備品番号を付し、備品出納簿に記載されました。（財務規則第216条、217条、217条の2）</p> <p>今後は、同様の取引に際し、監査委員の監査により調査して是正されるのではなくて、取得時に所定の手続きにより備品登録してください。</p>	広報課

No.	指 導 事 項	機 関 名
3	<p>普通財産の処分や利活用の促進について</p> <p>普通財産の土地・建物について財産の活用状況、今後の方向性、課題などの記載を所在地別に求めたところ、空白で記載の無い土地・建物が多くありました。</p> <p>優先順位を定めて処分や利活用に取り組んでいることは評価できますが、環境の変化に対応した基礎資料の充実により処分や利活用の更なる促進に繋がることを期待します。例えば、土地や建物の台帳についてデジタル化し、所在地ごとに漏れなく整備し、謄本・公図や航空写真・現地の写真等で見える化し、評価額や取得の経過・現況等の記載をデータ化して、利活用方策を市民の要望も踏まえながら放置しないで早期に対処していくことが重要です。</p> <p>また、財産活用課に所管換えされていない各課管理の普通財産も滞留していることから、「行政財産の用途廃止及び財産処分の手続基準」を改訂し、財産活用課の仮登録制度の導入等により、基礎資料の整備が一元的に進み、処分・利活用の促進に繋がることを期待します。</p>	財産活用課
4	<p>諸団体事務について</p> <p>上小国保協議会へ長野県国保連合会上小支部負担金として7万3千円を支出しています。</p> <p>同支部の令和4年度決算状況によると、歳出合計が18万1千円であるのに対し、令和5年度への繰越金が58万7千円であり、歳出合計よりも繰越金が多額であります。</p> <p>繰越金が歳出合計の3.2倍であることから、おおむね3年分留保されていることとなります。</p> <p>今後は過度な繰越金が生じないように、負担金の一時停止又は減額を検討するなど、関係団体との協議を行ってください。</p>	国保年金課
5	<p>勤労者福祉センターの取り壊しについて</p> <p>勤労者福祉センターは昭和49年3月に1億4,974万9千円で建築され、49年経過しており、固定資産台帳によると、耐用年数である47年を2年経過し、減価償却累計率は100%に達しています。</p> <p>耐震基準を満たしておらず、アスベストの懸念があると伺いました。</p> <p>上田駅から中央通りに建築されて、勤労者福祉に大きな貢献を担ってまいりましたが、地震被害や健康面のリスクが懸念されます。</p> <p>近隣に歴史的な町並み保存の重要性が高まっている地域があることも考慮すべきと思われます。</p> <p>現在利用されている団体や活動が継続できるよう十分配慮して、早期に取り壊しを検討してください。</p>	地域雇用推進課

No.	指 導 事 項	機 関 名
6	<p data-bbox="306 264 1037 297">地域計画（人・農地プラン）策定の着実な推進について</p> <p data-bbox="306 369 1279 607">農地等をめぐる状況の課題解決に向けて、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日施行されました。同法によれば、施行日から2年以内に市町村は地域計画（人・農地プラン）を策定して公告すること、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めて地図に表示（目標地図）すること、目標地図の素案は農業委員会が市町村の求めを受けて作成することとされました。</p> <p data-bbox="306 618 1279 730">重点目標の期末報告によれば、施行日初年度であることとスケジュール管理が十分で無かったこと等により、地域で農業の将来のあり方等を協議する場（集落懇談会等）の開催は見送られています。</p> <p data-bbox="306 741 1279 898">農閑期を利用して、集落等に出向いて丁寧に説明し、参加者の理解を得て計画の策定に至るまで、強力なリーダーシップが求められることから、専門人材の要請が急務といえます。関係職員の積極的な取組により、地域計画策定の着実な推進を期待します。</p>	農業政策課
7	<p data-bbox="306 965 890 999">森林環境譲与税基金の積極的な活用について</p> <p data-bbox="306 1070 1279 1227">令和4年度末の森林環境譲与税基金積立額は1億2,791万9千円です。令和元年度から創設された譲与額合計が1億6,856万2千円に対して、事業に支出した歳出合計が4,064万3千円と大幅な乖離の結果、同基金が増加しています。</p> <p data-bbox="306 1238 1279 1350">同基金は、森林整備の促進を図るため、間伐等の森林整備に関する施策と人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等に関する施策に充てることとされています。</p> <p data-bbox="306 1361 1279 1429">積極的な活用策を関係市民や財産区関係者等の意見を反映させて検討され、歳出の増加となるように取り組んでください。</p>	森林整備課

No.	指 導 事 項	機 関 名
8	<p>超過勤務時間の削減に向けた取組について</p> <p>令和4年度の一人あたり超過勤務実施時間数は月平均26時間で上限45時間超過が12人です。</p> <p>超過勤務時間が長くなる主な原因は、本来業務である財産管理業務の他に、上田市土地開発公社（以下「公社」という）事務を兼務しており、職務専念義務の免除に限界があることや、問い合わせの対応に時間を要すること、更には土地の処分や利活用に際し、経験者確保に限界があること等が考えられます。</p> <p>職員の健康管理の見地から、公社が保有する長期保有土地を本来業務である財産管理業務と一体化して公社事務を縮減することや、経験者・専門家の活用、ITの利用等により、業務の効率化を図り、超過勤務時間の縮小となるような取組を検討してください。</p>	財産活用課
9	<p>同</p> <p>職員の超過勤務時間数について1月あたり100時間以上の職員が、令和5年1月に2人、2月に4人、3月に14人おりました。</p> <p>職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第5条の4第2項に定める特例業務として、理解はできますが、業務マニュアル作成やシステムの導入等による業務の標準化・効率化・IT統制・新規担当職員の研修等を積極的に推進することにより、職員の健康に配慮した超過勤務の削減に取り組んでください。</p> <p>特に2月から4月の間は、個人市民税等の確定申告事務が集中することから、職員人事異動の4月と重なることによる、事務処理ミスが発生リスクが高くなっています。</p> <p>国税庁職員の人事異動は7月10日と確定申告時期に配慮した対応がされていることも参考に人事異動の時期についても検討してください。</p>	税務課
10	<p>同</p> <p>令和4年度の一人あたり超過勤務実施時間数は月平均25時間で上限45時間超過が延べ28人です。</p> <p>超過勤務時間が長くなる主な原因は、マイナンバー、住民基本台帳、戸籍の各担当別の要因に加えて、県営水道差額補助業務による市民への支払業務のため、県水道局からのデータと住民基本台帳とのデータ、市上下水道局のデータを行政情報処理センターに依頼して電算処理後、職員による目視を全件実施して差額の補助を行っています。</p> <p>職員の健康管理や業務効率の見地から、窓口業務と異なる支払事務である県営水道差額補助業務を市民課以外の部署に移管や事務処理方法の見直し、繁忙期には増員を行うなど、超過勤務時間の縮小となるような取組を検討してください。</p>	市民課

No.	指 導 事 項	機 関 名
11	<p>同（超過勤務時間の削減に向けた取組について）</p> <p>令和4年度の一人あたり超過勤務実施時間数は月平均20時間で、上限45時間超過者が延べ14人、うち生活支援担当のケースワーカーは、多くの対象世帯を受け持ち、かつ、電話傾聴対応が長時間に及ぶなど、結果として、本来業務であるケース記録の作成等を時間外業務とせざるを得ない状況と伺いました。</p> <p>また、係長級職員は、ケースワーカーの相談に応じているほか、休日・夜間の問い合わせや、緊急のケースに即日対応しているとのこと。</p> <p>福祉課は恒常的に時間外勤務の多い部署であり、職員の健康管理の見地からも、組織体制の見直しをするなど、超過勤務時間の縮減となる取組を検討してください。</p>	福祉課
12	<p>同</p> <p>令和4年度の一人あたり超過勤務実施時間数は月平均28時間で上限45時間超過が16人です。</p> <p>超過勤務時間が長くなる主な原因は、支援対象児童が増加し続けている現状に対して、「障がい児支援業務」を牽引する専任の「障がい児担当係長」がいないこと、また平成29年度と令和4年度を比較すると、事業費も支援対象者も22%超の増となっておりますが、実働ケースワーカー人数が平成29年度からほぼ変わらないことがあります。</p> <p>障がいのある方への迅速で適切な支援事業の実施、業務における誤りの回避、職員の健康管理などの見地から、より細かに問題点や課題に即した対応を検討・構築し、業務の標準化・効率化と障がい児担当係長及びケースワーカーの増員等の体制の見直し等により超過勤務時間の縮小となるような取組を検討してください。</p>	障がい者支援課

No.	指 導 事 項	機 関 名
13	<p>長期滞納収入未済の不納欠損処理について</p> <p>生活保護費返還金の収入未済額は、令和 4 年度の決算審査意見書の「9 意見 (2) 収納対策について」に記載のとおり、前年度と比べ 1,588 万 9 千円 (17.8%) 増加し、1 億 501 万 6 千円となりました。</p> <p>過支給分の徴収事務担当を置くなどの債権管理の強化を図るとともに、不要な過支給を発生させないための仕組みの構築を検討するよう求めたところです。</p> <p>加えて、不納欠損が無かったことも増加要因と思われます。</p> <p>生活保護世帯数や医療扶助人員の増加、住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金や臨時特別給付金の支給等の追加事務を優先させたため、不納欠損処理手続を十分に行えなかったことも増加要因と思量しますが、不納欠損処理手続に係る台帳の標準化や決裁手続きの迅速化を図る等の事務負担軽減対策を実施され、長期滞納収入未済の適正な不納欠損処理に努めてください。</p>	福祉課
14	<p>同</p> <p>緊急通報システム利用者負担金の収入未済額 43 千円の内容は滞納繰越分 39 千円です。</p> <p>滞納繰越分のうち、平成 30 年度以前に発生した収入未済額が 10 人で 15 千円あり、不納欠損無しとなっています。</p> <p>また、配食サービス利用者負担金の収入未済額 310 千円の内容は滞納繰越分 288 千円です。</p> <p>平成 30 年度以前に発生した収入未済額が 11 人で 162 千円あり、不納欠損無しとなっています。</p> <p>債権管理条例第 13 条 (徴収停止) に定められた地方自治法施行令第 171 条の 5 (徴収停止) 第 3 項「債権金額が少額で、取り立てに要する費用に満たないと認められるとき。」の規定等を適用して、決裁手続きを簡素化され、長期滞納未済の不納欠損処理を進めてください。</p>	高齢者介護課

4 検討事項

No.	検討事項	機関名
1	<p data-bbox="308 353 861 389">上田市土地開発公社の貸付金回収について</p> <p data-bbox="308 459 1260 573">令和5年3月16日に上田市土地開発公社（以下「公社」という）の債務超過回避のため、損失補償契約を締結し、8億9,250万6千円の補償金支払契約を締結しました。</p> <p data-bbox="308 584 1260 698">令和5年3月31日現在、令和4年度分の市から公社への貸付金21億円については、公社が金融機関から19億円を借入れ、これに自己資金の2億円を加えたうえで全額返済されています。</p> <p data-bbox="308 710 1260 902">しかしながら、この金融機関からの借入金19億円は、令和5年度当初に、市が公社へ同額を貸付けて金融機関に返済する形となっていますので、補償金支払いと同時に貸付金の回収を図ることで、貸付金残高の減少に努めることにより、歳入と歳出に計上してきた貸付金処理の解消に繋がりますので検討してください。</p> <p data-bbox="308 913 1260 1028">また、貸付金の残余についても、公社の長期保有土地の買い取りと同時に貸付金の回収を図ることにより、貸付金残余をゼロにすることも検討してください。</p>	財産活用課

第3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、第2回報告でまとめて掲載する予定です。

各機関がそれぞれ実情に合わせて行っている取組の中から、著しい事業の前進がみられたものや、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられる事例を1評価事項として掲載しましたので、参考にしてください。

1 評価事項

No.	評価事項	機関名
1	資源循環型施設建設について 上田地域広域連合の中核を担う市の担当課として、施設の老朽化、維持管理費の増大などの課題解決に向けて、既存の3施設を統合して広域的なごみ処理を推進するための統合クリーンセンター（資源循環型施設）を建設する取組に関して、令和4年度には「施設基本計画」のほか、施設の余熱を活用し、まちづくりを進めるための「周辺整備事業の基本方針」も策定などの取組に尽力されています。 こうした施設建設に向けての取組を着実に進められていることを評価します。 広域連合が実施する環境影響評価において科学的根拠を示し、「見える化」をすることで、建設候補地近隣の皆様が求める「安全・安心な施設」に向けて、協議や説明会を実施しています。 今後も事業実施にあたり、広域連合及び構成市町村と連携し、住民要望に配慮され、周辺整備も含めた施設建設が早期に実現することを期待します。	資源循環型施設建設関連事業課

(別表) 監査実施機関一覧

1 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
資源循環型施設建設関連事業課	令和5年5月31日
学園都市推進室	令和5年6月6日
税務課	令和5年6月6日
秘書課	令和5年6月13日
広報課	令和5年6月13日
D X推進課	令和5年6月13日
危機管理防災課	令和5年6月13日
市立産婦人科病院	令和5年6月27日
真田有線放送	令和5年6月27日
行政管理課	令和5年7月4日
情報システム課	令和5年7月4日
総務課 ●	令和5年7月4日
契約検査課	令和5年7月4日
人権共生課	令和5年7月11日
城南解放会館 ※	
塩田解放会館 ※	
政策企画課 ●	令和5年7月11日
廃棄物対策課	令和5年7月13日
ごみ減量企画室	令和5年7月13日
移住交流推進課	令和5年7月13日
環境政策課 ●	令和5年7月13日
財産活用課	令和5年7月20日
土地特会 ※	
市民課	令和5年7月25日
市民参加・協働推進課 ●	令和5年8月4日

監査実施機関名	監査年月日
財政課 ●	令和5年8月4日
障がい者支援課	令和5年10月4日
点字図書館	
高齢者介護課	令和5年10月4日
介護特会 ※	
福祉課 ●	令和5年10月4日
国保年金課	令和5年10月6日
国保特会 ※	
後期高齢者特会 ※	
森林整備課	令和5年10月6日
農地整備課	令和5年10月6日
農業政策課	令和5年10月6日
保育課	令和5年10月12日
子育て・子育て支援課	令和5年10月12日
地域医療政策室	令和5年10月12日
新型コロナウイルス感染症対策室	令和5年10月12日
健康推進課 ●	令和5年10月12日
地域雇用推進課	令和5年10月17日
上田図書館	令和5年10月17日
上田文化会館	令和5年10月17日
中央公民館	
住宅政策課	令和5年10月19日
観光シティプロモーション課	令和5年10月19日
交流文化芸術センター	令和5年10月19日
商工課 ●	令和5年10月19日

(注)

● 印箇所は部局の主管課監査に合わせて部長等に同席を求めて実施した機関を表します。

※ 印箇所は機関の監査時に特別会計及び出先機関等を合わせて実施したことを表します。

本一覧は、協議中の機関も含まれます。

2 書面監査

監査実施機関名
櫓復元推進室
上田城跡整備室
収納管理課
債権管理室

監査実施機関名
塩田地域自治センター
川西地域自治センター
豊殿地域自治センター

監査実施機関名
上田市立美術館
丸子文化会館